

令和5年第4回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年11月7日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和5年11月14日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
4番	栗原福裕	10番	原野利男
5番	江藤美代子	11番	梅本哲
6番	水落龍彦	12番	野田成幸

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町	長	氷室	健太郎	福祉課長	才所	潤一
政	策	監	丸山	建設課長	樋口	信吾
教	育	長	富山	建設課参事兼 国県道対策室長	園田	和広
企	画	課	井上	産業課長兼 農業委員会事務局長	山下	誠紀
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長			鹿田	教育委員会事務局 子ども課長	樋口	尚寿
会計管理者兼 税務会計課長			中島	教育委員会事務局 子ども課参事	船津	涼
環	境	課	小松	教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾	勝昭
住	民	課	前田			武博

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	丸山	順子	書記	山下	亮一
議会事務局係長	古山	真希			

10. 議事日程

日程第1	報告第3号	損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
日程第2	同意第18号	広川町教育委員会教育長の任命に対する同意について
日程第3	同意第19号	広川町教育委員会委員の任命に対する同意について
日程第4	議案第48号	吉里牟礼線（湯府橋）道路改築工事請負契約の締結について
日程第5	議案第49号	古賀地区頭首工改修工事請負契約の締結について
日程第6	議案第50号	広川町災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について
日程第7	議案第51号	広川町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第8	議案第52号	広川町人口減少地域定住促進強化条例の一部改正について
日程第9	議案第53号	広川町庁舎建設委員会設置条例の廃止について
日程第10	議案第54号	広川町学童保育所の指定管理者の指定について
日程第11	議案第55号	令和5年度広川町一般会計補正予算（第8号）について
日程第12	議案第56号	令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第13	議案第57号	令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第14	議案第58号	八女中部衛生施設事務組合の共同処理する区域の変更及び八女中部衛生施設事務組合規約の変更について
日程第15	決定第2号	議員派遣の件

日程第16 諸般の報告 議会運営委員会研修報告

日程第17 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1 報告第3号

○議長（野村泰也）

日程第1. 報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

皆さんおはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり損害賠償額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては企画課長より説明させます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてです。

報告。裏面の2ページの専決処分書を御覧ください。

本件は、福岡県女性消防操法大会への応援参加後、昼食会場である店舗駐車場内においてハンドル操作を誤り、駐車場から出るために停止していた車両に接触した事故の案件となります。当事者との和解が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について令和5年10月3日に専決処分を行いました。

事故は、令和5年9月3日日曜日午後1時15分頃に発生したもので、昼食会場店舗駐車場内においてハンドル操作を誤り、駐車場から出るために停止していた車両に接触し、相手方車両の右側側面部分を損傷したものでございます。

和解の要旨は、町側の過失10割とし、損害賠償額242,400円を相手方に支払うことで示談が成立しております。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

質疑というよりかですね、こういった駐車場の事故は今までもあっておるわけでございます。それで、走行中の事故であれば、なかなか未然に防ぐとか、そういうのが難しいわけですが、駐車場はよく確認すれば事故を回避することができますので、こういった駐車場の事故等を——これは単純な確認ミスというような状況がございますので、この点については十分職員のほうに周知徹底を図って、このような事故が起こらないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分報告については報告のみにとどめます。

日程第2 同意第18号

○議長（野村泰也）

日程第2. 同意第18号 広川町教育委員会教育長の任命に対する同意についてを議題といたします。

これから審議いたしますが、教育長は地方自治法第117条の除斥の対象ではございませんが、本人が退席を希望されておりますので、本議案終了まで教育長の退席を認めます。

〔富山教育長退席〕

○議長（野村泰也）

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

同意第18号 広川町教育委員会教育長の任命に対する同意について御説明申し上げます。

広川町教育委員会教育長として、次の者を任命したいので、町議会の同意を求めるところでございます。

住所は久留米市国分町、氏名は富山拓二郎氏でございます。

提案理由としましては、広川町教育委員会教育長、富山拓二郎氏の任期が令和5年12月19日をもって満了するので、引き続きその後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、町議会の同意を求めるところでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

これから同意第18号 広川町教育委員会教育長の任命に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第18号は原案のとおり同意することに決定しました。

教育長の入場を認めます。

〔富山教育長入場〕

○議長（野村泰也）

ただいま富山教育長の任命同意が可決されましたので、富山教育長より一言御挨拶をお願いします。教育長。

○教育長（富山拓二郎）

議会の皆様方には御承認いただき、誠にありがとうございます。

これまで諸先輩方の取組を引き継ぎまして、町全体の教育行政を担ってまいりました。学力の向上につきましては、ある程度、一定の成果を上げてきたものと思っておりますけれども、ICT教育の充実や、あるいは不登校児童・生徒の減少についてはまだまだ大きな課題を持っていると思っております。これからも広川町の教育のさらなる発展向上、また、町民福祉の向上のために粉骨砕身、努力してまいりたいと思っております。

これからも議員の皆様方には御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、就任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

日程第3 同意第19号

○議長（野村泰也）

日程第3. 同意第19号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

同意第19号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意について御説明申し上げます。

広川町教育委員会委員として、次の者を任命したいので、町議会の同意を求めます。

住所は八女郡広川町大字広川、氏名は重石尚氏でございます。

提案理由としましては、広川町教育委員会委員、井上利明氏の任期が令和6年1月26日をもって満了するので、その後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。
これから同意第19号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第19号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第4 議案第48号

○議長（野村泰也）

日程第4. 議案第48号 吉里牟礼線（湯府橋）道路改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第48号 吉里牟礼線（湯府橋）道路改築工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

吉里牟礼線（湯府橋）道路改築工事について、次のように契約を締結したいので、御説明を申し上げます。

事業名、吉里牟礼線（湯府橋）道路改築工事、工事場所、八女郡広川町大字広川ほか地内、契約額、51,480千円、契約の相手方は、福岡県八女郡広川町大字長延832番地2、株式会社広建、代表取締役野中吉文氏でございます。

提案理由としましては、吉里牟礼線（湯府橋）道路改築工事について、指名競争入札により契約者を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき町議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第48号 吉里牟礼線（湯府橋）道路改築工事請負契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号

○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第49号 古賀地区頭首工改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第49号 古賀地区頭首工改修工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

事業名は古賀地区頭首工改修工事でございます。

工事場所は八女郡広川町大字新代地内、契約額は57,970千円でございます。

契約の相手方は、福岡県八女郡広川町大字水原1433番地1、株式会社猪口建設、代表取締役猪口進二氏でございます。

提案理由としましては、古賀地区頭首工改修工事について、指名競争入札により契約者を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき町議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第49号 古賀地区頭首工改修工事請負契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号

○議長（野村泰也）

日程第6．議案第50号 広川町災害派遣手当等の支給に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第50号 広川町災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について御提案を申し上げます。

提案理由としましては、災害対策基本法等の規定に基づき、災害応急対策、災害復旧等のために広川町に派遣された職員に対し災害派遣手当等を支給するため、本条例の制定をお願いするものでございます。

内容につきましては総務課長が説明を申し上げます。御審議の上、決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第50号の内容の説明をさせていただきます。

議案書のほうは8ページ、9ページをお開きください。

7月の豪雨によりまして、その災害復旧事業に関連し、他自治体に対して、県を通じまして農業土木技術者の職員派遣要請を行うに当たりまして、派遣された職員に対して災害手当を支給できるようにするために本条例の制定をしようとするものでございます。

8ページの条例案について説明いたします。

第1条につきましては、本条例の趣旨を規定したものでございます。

今回の派遣要請は、災害対策基本法第32条第1項に規定する災害派遣手当の支給を想定しているところですが、今回の条例制定に合わせまして、不測の事態に備えて、いわゆる国民保護法、それから新型インフルエンザ特措法、大規模災害復興法に基づいて、緊急に派遣要請が必要な場合においてもそれぞれ派遣手当等を支給することができるように定めたものでございます。

第2条は手当の額を定めるもので、第1項には、職員が派遣に当たり、従前の住所地等を離れて旅館、ホテル等の施設に滞在した場合に、別表に掲げるとおり、滞在期間や滞在施設の区分に応じ、日額3,970円から6,620円を支給できるようにするものでございます。

なお、派遣された職員が自宅から通ってくる場合には本手当の支給はありません。

第2項は、滞在した期間の考え方について定めたものでございます。

第3条につきましては、規則等への委任の条文となります。

この条例は、附則によりまして公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第50号 広川町災害派遣手当等の支給に関する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第51号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第51号 広川町国民健康保険税条例の一部改正について御提案を申し上げます。

提案理由としましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、本条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては住民課長が御説明を申し上げます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、広川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の御説明をいたします。

概要といたしましては、出産する国民健康保険の被保険者の産前産後期間の保険税を減免しようとするものです。

17ページの説明資料で御説明いたします。

その年度に納める保険税の所得割と均等割から、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月まで計4か月相当分を減免します。多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から6か月相当分を減免します。

この減免措置の執行は令和6年1月のため、令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降に免除対象月がある場合に減免の対象となります。減免の対象となる保険税は、出産予定日の属する年度の1か月当たりの所得割保険税額と均等割保険税額を免除対象月分減免します。

対象者については、令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者で、出産予定日の6か月前から受け付けます。出産後の届出も可能です。

11ページからの改正文、14ページからの新旧対照表については、ただいま御説明した内容について、いわゆる医療保険分、後期高齢者支援分、介護納付金課税分、それぞれの所得割、

均等割を減免する旨を記載しております。また、届出の方法について記載しております。

この改正条例は令和6年1月1日から施行で、1月以降の保険税について適用し、令和5年12月までの保険税については従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第51号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号

○議長（野村泰也）

日程第8. 議案第52号 広川町人口減少地域定住促進強化条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第52号 広川町人口減少地域定住促進強化条例の一部改正について御提案申し上げます。

提案理由につきましては、本条例は、人口が著しく減少している地域の人口の確保を図りながら、活力に満ちた地域づくりを引き続き進めるために本条例の一部改正をするものでございます。

内容につきましては企画課長が御説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

それでは、議案第52号 広川町人口減少地域定住促進強化条例の一部改正について説明いたします。

議案書は18ページからとなります。

本条例は、町の人口減少対策について、著しく人口が減少している地域を定住促進強化地域に指定することで地域の定住人口の確保を図り、町の均衡ある発展と活力に満ちた地域づ

くりを目的に平成28年3月に条例を制定し、相互的な定住施策を実施してまいりました。

定住促進強化地域に指定された校区については、これまで実施してきた移住・定住支援を進めておりますが、人口減少というのは続いております。来年度以降、引き続き事業の取組を進めるため、本条例を一部改正し、令和14年3月31日までの8年間に期間を延長するものです。

改正の内容については19ページのとおりでございますが、20ページからの新旧対照表にて説明をいたします。

第2条は定義を定めたもので、第1項第2号、定住促進強化地域の指定のための人口比較の年次を「平成7年」を「平成11年」に、「令和2年」を「令和5年」に改め、地域指定の割合数値を「0.19」を「0.21」に改めるものとなります。

附則第2項で、条例の失効について「令和6年3月31日」を「令和14年3月31日」に改め、8年間の延長を行うものです。

19ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。1番山下茂君。

○1番（山下 茂）

3点お伺いいたしますので、まずは1つずつ質問させていただきます。

1点目は、この条例の8年間の検証についてお伺いいたします。

この条例は、広川町の人口減少問題に大きく関わる条例だと考えています。平成28年にこの条例を制定されるまで、広川町では200名前後の出生数がありましたが、平成27年の215名を最後に下がり続け、令和4年は105名と半数以下の48.8%と落ち込んでおります。ちなみに、令和5年1月1日より10月31日までの出生数は84名で、あと2か月ほどありますが、100名に届くか微妙な状況です。

もちろん、ほかの市町村も状況は同じで減っておりますが、そこまで悪い数字ではありません。同じく平成27年と令和4年の比較では、八女市が84.1%、筑後市が90.2%、久留米市が77.6%、大木町が83.3%、大刀洗町が98.1%と、どの市町村でももちろん減少はしておりますが、広川町ほどのひどい状況ではございません。2000年頃からのポイントを見ましても多少の減はありますが、ほぼ同じような状況です。同規模の町の比較としても、2022年の広川町では105名、大木町が100名、大刀洗町は159名、この数字は全て住民基本台帳の実数でございます。筑後地区で広川町は人口増加の町というイメージがありましたが、この8年間で状況は大きく変わりました。筑後地区の中でも飛び抜けて出生数が少ない町となりまして、人口減が始まっております。

人口減少問題は、広川町の財政基盤や安定、企業誘致等など、今後、大きく関わる問題と考えております。この条例は普通に考えれば廃止や大規模な改革が必要と考えられますが、全協の説明では、全て自主財源で期間を8年間延長し、新しい中身は今後考えますと説明がございました。この8年間の広川町の検証報告をお願いいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

広川町の人口減少の取組につきましては、広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で取組のほうを進めております。このまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業検証につきましては、年に3回ほど、地方創生有識者懇談会、また、対策本部会議及びプロジェクトチーム会議等にて進捗状況や内容の検証等を進めております。

今回、定住に向けた住宅支援の補助金等の実績等につきましては、まず、水道、給水設置事業については53件ございます。そのうち、上広川地区から上広川地区のほうで設置をされた方というのが29件、中広川地区、下広川地区から上広川地区に来られた方が6件、町外から上広川地区に来られた方が15件、あと、分譲地が3件という実績となっております。

また、浄化槽設置事業については108件ございますが、上広川地区から上広川地区のほうで76件、中広川地区、下広川地区から上広川地区のほうへ来られた方が11件、町外から上広川地区に来られた方が21件というような状況となっております。

また、住宅取得等資金利子補給事業につきましては24件ございますが、上広川地区から上広川地区に来られた方が11件、中広川・下広川地区から上広川地区に来られた方が4件、町外から上広川地区に来られた方が9件という形の実績となっております。

この定住に向けた補助金、また、その他の人口増に向けた事業については、先ほど申し上げました地方創生有識者懇談会なりで検証をしているところとなります。

以上です。

○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

できれば検証の報告は議会にもしていただきたいところで、今後また検討をお願いしたいと思います。

それと、人口減そのもの等は検証のほうはなされていませんでしたけど、今後、そちらの検証のほうもお願いしたいところと思います。

2 点目は、僕は効果があまりないような状況だと思っておりますので、どうせだったら内容変更を今後考えて、強化策、支援策の充実をされたらどうかと思っております。

平成28年当時の状況を見ますと、条例が制定された当時、自治体同士の人口の奪い合いが行われ、様々な施策がほかの自治体では行われてきました。ほかの市町村では直接的な住宅取得の優遇策が行われました。例えば、新築マイホーム取得支援補助金や結婚新生活補助金、引っ越し費用の助成金などです。その施策に不動産会社やディベロッパーが乗り、分譲地の開発、アパート建設が計画され、自然と人口の流入が始まり、つられるようにスーパーや商店の出店も増加していき、好循環が生まれてきました。その結果、広川町では流入はなくなり、30代の子育て世代は流出していきました。もちろん新店舗の出店もなくなりました。結果的に、広川町の出生数は半減いたしました。

現在、広川町では住宅取得の利子補給や、先ほど説明があった浄化槽装置の補助金など上乘せ事業を行っておりますが、非常に分かりにくい状況です。ほかの市町村のように、直接的な住宅取得の優遇策が必要だと思います。財政面で考えていけば、もし住宅取得をされた場合、実勢価格20,000千円の建物を取得した場合は、課税価格は一般的に10,000千円から

14,000千円程度、これに対する固定資産税は年間140千円から190千円を見込まれます。500千円程度の補助金を出しても3年程度で回収ができると考えられます。その後、長く定住されることを考えたり、町民の所得税や経済面の影響などを考えれば、自治体として投資しても問題ないと考えております。

8年間の延長に当たり、今後支援の充実をされる考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

御指摘いただきましたように、広川町において出生数が激減しているという事態につきましては、町としても危機的な状況であるというふうに危機感を強めているところでございます。ただ、今御提案いただきましたような住宅施策だけでこの出生数、あるいは子育て世代の定住が解決するかという、それだけでは足りないというふうに考えております。住宅だけではなくて、子育て世代のニーズ、欲しているものにつきましては、経済的な支援というのを求める声というのが当然高まっておりますが、その中身は住宅費用だけではなくて、医療費であったり、課題になっておりますけれども、学校給食費の問題であったり、あるいは3歳未満児の保育料であったり、また、さらにそれだけではなくて、経済的な支援のほかに遊び場の問題であったりとかですね、公園の整備がほしいというような声もたくさん聞かれるわけでございます。そういったものを総合的に考え、広川町として、子育て世代に魅力的な町としてどうPRできるかという情報発信の戦略まで含めて総合的な施策を取り組まなければいけないというふうに考えております。

一般質問の中でもお答えしましたけれども、次年度の予算編成にこれから取りかかるところでございますけれども、災害復興が一番ではありますが、その次に掲げているのが子育て支援、子供政策に関する予算について優先的に検討するということのような指示を出す予定にしております。そういったところを勘案しながら、御質問いただいたような住宅施策も含めて取り組みたい。来年度以降、総合的な取組を、すぐにはできないにしても、段階的な取組を複数年かけてやるような仕組みに持っていきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、この本条例につきましては、あくまで人口減少が進んでいる地域が町内3校区のうち1校区あるということが重要でありまして、町内の均衡ある発展ということをこの条例の第1条の目的の中でうたっておりますので、その人口減少地域に対する定住を強化するような特定の取組についてもまた併せて検討していきたい。特に、国道3号バイパスであったり、それに伴う道の駅構想であったり、将来的な環境の変化が予測される地域につきましては、今後も総合計画——今、第5次総合計画、8年間の計画を策定中でございますけれども、その中でもしっかりと盛り込んで取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

1番山下茂君。

○1番（山下 茂）

総合計画の中で非常に大切な問題と考えておりますので、なるべく若い世代にきちっと届

くような施策、分かりやすい施策を今後つくり上げていただきたいと思います。

それから次に、過疎地域自立促進特別措置法をまねてつくられたこの条例ですが、この法律自体がもともと昭和50年頃の内容で、広川町の現状や今の時代に即していないと考えております。先ほど町長が言われたように、今の内容では減少地域のニーズと合っていない。

例えば、住生活基本法にある新たな住生活基本計画にあるような社会環境の変化の視点、こういう視点を見ますと、安全な住宅・住宅地の形成等がうたわれております。7月の災害でも分かるように、川沿いの家や山間・傾斜地など、危険な地域にお住まいの方、限界集落に近いような地域などの移転問題、または住居のバリアフリーやヒートショック等の対策といった高齢化に備えた適切な住まいづくりの必要性もうたわれております。

あと、居住者・コミュニティ視点では、子供を産み育てやすい環境や高齢者が安心して暮らせるコミュニティの形成などがうたわれております。これは公民館やお宮の地縁団体、財産の維持管理や運営支援、また、道路愛護の支援、区長、民生委員などの成り手不足など、いわゆる福祉目的の施策が必要になってきていると思います。

逆に、この条例の第4条にある学校教育に関する事項ですが、不必要な項目を入れることで無理な施策を行い、教員の負担が増加し、学力の低下や、先ほども言われましたが、不登校の原因になっていると考えております。慎重に事業をされるか、削除されたほうがよろしいかと考えます。

人口減少地域に必要な施策は福祉目的の住宅施策と地域コミュニティの維持支援が最重要だと考えております。今後、状況を見ながら条例改正や総合計画に新たな取組などを加えていかれるか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

議員御指摘のように、現人口減少地域定住促進強化条例につきましては、第4条で定住促進のための対策として第1号から第5号まで掲げておまして、その中で、生活環境の整備に関する事項、学校教育及び社会教育の充実に関する事項などを掲げているところでございます。

御指摘のように、やはり現に住まわれている方々のニーズに即した施策をしなければならぬ。さらに、その費用対効果をきちんと見極めた上で、効果のあるものないものをきちんと整理した上で実施しなければならないという御意見はそのとおりでというふうに思います。

先ほど御指摘いただいた学校教育等の問題、そのほか、足りない面、過不足はないか、再度この第4号の内容についてチェックするとともに、総合計画はまだ現段階では案でございますので、さっき御指摘いただいた御意見等も勘案しながら、両条例、総合計画ともに見直しを進めたいというふうに考えております。どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

山下議員と重複するところもございますけれども、それから、全員協議会のほうでも御説明いただきましたけれども、2点質問いたします。

1点目は、先ほどから申していますように、山下議員との重複がかなりあるかと思えます

けれども、質問いたします。

今までこの条例に従って、人口の確保、活力に満ちた地域を目指して取り組んできた。そして、現在、検証をした結果、今後も継続的、発展的な施策を講じることが必要であるので、期間を延長するという御提案です。それならば、今までの施策だけでは目的を達成するのは難しいのではないかと私も考えております。全員協議会では、補助金とか上広川小学校の魅力向上の取組について説明していただきましたけれども、本気で定住促進を目指すなら、実効的なしっかりした対策、施策が必要なのではないかと考えます。

山下議員のほうからも御提案がありましたし、町長もお考えを言っていただきました。私はやっぱり地域の方の声とか、その地域の現状、高齢化の問題とか、そういうものをしっかり把握して、それにぴったりマッチする施策がなければならぬと考えています。先ほどからお答えいただいていますので、もしまだつけ加えがあれば御答弁をお願いいたします。

2点目に、この条例は8年間の期間の延長でございますけど、じゃ、その8年間でどのような目標を立てているのか、数値的な目標をお答えいただければと思います。

以上2点です。お願いします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

まず、数値的な目標となりますが、このまち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる年数というのが、現在が第2期の計画となりますが、こちらの計画年数が令和2年から令和6年度となっております。この間で取り組む事業というのが多々ありますが、最終的な目標としましては人口推移というのを設けておまして、この人口ビジョンのシミュレーションというのが、2040年には約1万7,500人、2060年には約1万5,300人になると推測されております。この数値の規模を2040年には約1万9,000人、2060年には約1万8,000人となるようにこの総合計画の中で進めているという状況となりまして、目標につきましては、今回の第2期については令和6年度までの計画となりますが、最終目標については先ほどの人口規模に即したような計画を考えているという状況となります。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

先ほど御指摘いただいた件につきましては、これまでの取組が足りなかったというような反省がございます。これからにつきましても、当然ながら気持ちとしては充実、強化していきたいというのはありますけれども、全てにおいて必要になってくるのはやはり財源であるということでございます。補助金を増やせば問題が解決するかというところではなくて、やはり周辺の自治体がさらにその補助金を上げてきた場合はどうなるかと。人口のやり取りをする上で、この周辺の八女・筑後地域、あるいは久留米圏域で人々の流れができていけば、当然ですけれども、補助金を多く出せる、財力が、体力が強い自治体が最終的には残るといった単純な構図になってしまうわけで、そうではなくて、広川町としては限られた財源と人的資源でいかに魅力的な地域をつくり、子供たちが健やかに育つ、そして、町内の魅力ある自然を持った山間部等のそういった地域資源を活用して魅力ある町をつくるかということが重要になってまいりますので、これまでも本気で取り組んではきておりましたけれど

も、限られた財源でできなかったこと等もありますので、従前に子育て支援でお答えしたところもありますけれども、ふるさと納税を強化するなどして、身の丈を少しでも大きくさせて、その上でできた財源で政策へとつなげられる、そういった流れをつくれるように努力をしてみたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

数値目標について、人口を提案していただきましたけれども、これは町全体の人口ということでお答えかと思いますが、この定住促進強化地域についてはどんなふうでしょうか。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

先ほど申し上げましたのは広川町全体の人口となりますが、校区ごとに限定しました人口推移については設定をしておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第52号 広川町人口減少地域定住促進強化条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号

○議長（野村泰也）

日程第9. 議案第53号 広川町庁舎建設委員会設置条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第53号 広川町庁舎建設委員会設置条例の廃止について御提案を申し上げます。

提案理由としましては、新庁舎等建設事業の終了により、本条例を廃止するものでござい

ます。

めくっていただきまして、議案書22ページを御覧ください。

申し上げましたとおり、広川町庁舎建設委員会設置条例は廃止する。

附則において、この条例は公布の日から施行するというふうにしております。

御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第53号 広川町庁舎建設委員会設置条例の廃止についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第54号

○議長（野村泰也）

日程第10. 議案第54号 広川町学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第54号 広川町学童保育所の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称につきましては、広川町学童保育所でございます。

指定管理者となる団体の名称につきましては、社会福祉法人幸輪会、理事長牛島護徹氏でございます。

指定の期間は令和6年4月1日より令和11年3月31日まででございます。

提案理由としましては、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第54号 広川町学童保育所の指定管理者の指定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号

○議長（野村泰也）

日程第11. 議案第55号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第55号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ86,194千円を追加し、予算総額を11,111,002千円とするものでございます。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、予算書5ページに記載のとおり、議会広報誌印刷製本業務ほか12事業について新たに追加し、中学校学校給食委託料について限度額の増額変更をお願いするものでございます。

第3条 地方債の補正につきましては、予算書6ページに記載のとおり、24、歳入欠かん債ほか1事業を追加し、8、防災拠点等施設建設事業ほか3事業につきまして、限度額の変更をお願いするものでございます。

予算書2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

1款1項. 町民税は80,792千円、2項. 固定資産税は22,552千円をそれぞれ増額計上しております。

15款1項. 国庫負担金は、障害児入所給付費等国庫負担金など19,239千円を増額計上し、2項. 国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など2,338千円を減額しております。

16款1項. 県負担金は、障害児入所給付費等県負担金など10,119千円、2項. 県補助金は、農業振興対策事業補助金など18,667千円、18款1項. 寄付金は、企業版ふるさと納税寄附金を22,300千円それぞれ増額計上しております。

19款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金など114,462千円を減額し、21款4項. 雑入は525千円、22款1項. 町債は、地方債の補正にて説明しました事業について28,800千円それぞれ増額計上しております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1 款 1 項. 議会費は2,948千円、2 款 1 項. 総務管理費は4,339千円をそれぞれ減額、2 項. 徴税費は3,600千円増額、3 項. 戸籍住民基本台帳費は2,074千円を減額しております。

3 款 1 項. 社会福祉費は、高齢者生活応援商品券給付事業など46,260千円、2 項. 児童福祉費は、育ち盛り子どもたち応援事業など21,516千円、4 款 1 項. 保健衛生費は9,057千円をそれぞれ増額計上し、2 項. 清掃費は財源組替を実施しております。

5 款 1 項. 農業費は、農業振興対策事業など16,653千円を増額計上し、2 項. 林業費は9,094千円、6 款 1 項. 商工費は30,250千円をそれぞれ減額しております。

7 款 2 項. 道路橋梁費は737千円、4 項. 都市計画費は4千円をそれぞれ増額計上し、8 款 1 項. 消防費は、消防施設費など13,291千円を減額しております。

9 款 1 項. 教育総務費は財源組替、2 項. 小学校費は予算組替を実施し、5 項. 社会教育費は1,440千円、6 項. 保健体育費は937千円をそれぞれ減額しております。

10 款 1 項. 農林水産業施設災害復旧費は37,252千円、2 項. 公共土木施設災害復旧費は15,488千円をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては担当課長が御説明申し上げます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それではまず、人件費補正予算の総括について御説明させていただきます。

予算書のほうは28ページをお開きください。

給与費明細書により説明させていただきます。

上段、1、特別職の表中、区分の議員及びその他の特別職、合計で2,997千円を減額しております。

中段の2、一般職の(1)総括の表を御覧ください。

給与費及び共済費の合計で1,874千円の増額をお願いするものでございます。会計年度職員の雇用の状況、10月の人事異動などによる組替え等を行っておりますが、給与費の職員手当等の4,424千円の増額につきましては、災害復旧事業に係る時間外勤務手当3,456千円、災害派遣手当694千円などが含まれているものでございます。

29ページ以降には明細をおつけしておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

なお、各課からの人件費の説明については割愛をさせていただきます。

それでは、総務課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

上段の追加の表です。

上から2段目のはがき圧着機等保守業務につきましては、令和10年度までの保守料について829千円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、6ページ、第3表 地方債補正について説明いたします。

上段、追加の表を御覧ください。

7月の災害に関するものとして、24、歳入欠かん債1,700千円及び25、災害等廃棄物処理

事業8,700千円の追加をお願いするものでございます。

下段の変更の表です。

8、防災拠点等施設建設事業及び9、農業水路等長寿命化・防災減災事業については事業費の減により、22、23の公共土木施設及び農地農林業施設災害復旧事業については地方債の増額をお願いするものでございます。

続きまして、予算書11ページをお願いいたします。

19款1項1目．財政調整基金繰入金は今回補正の財源調整として112,283千円、5目．公共施設整備基金繰入金及び8目．ふるさとづくり基金繰入金については充当予定事業の事業費の減額に合わせて1,129千円、1,050千円をそれぞれ減額するものでございます。

11ページから12ページの22款．町債については、先ほど地方債の補正で説明したとおりの補正をお願いするものでございます。補正後の地方債総額は1,344,321千円となっております。

続きまして、歳出補正予算について御説明いたします。

予算書13ページをお願いいたします。

下の段の2款1項1目．一般管理費、説明欄の職員研修費につきましては、管理職向けマネジメント研修を実施するため報償費を770千円減額し、委託料を1,330千円増額計上しております。

同じく2目．文書広報費、文書取扱費は翌年度からの職員用パソコンの更新に対応できるように文書管理システムのバージョンアップを行うために補正予算をお願いするものでございます。

14ページの5目．財産管理費の庁舎建設事業費につきましては、1,178千円の減額をお願いするものです。

次のページ、15ページです。

13目．情報管理費の情報化推進事業費につきましては、はがき圧着機等更新のため備品購入費を増額し、統合サーバー更新事業が完了したことに伴いまして、不用額の減額を主な理由といたしまして、全体で6,689千円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

それでは、企画課関係の補正予算について説明いたします。

予算書5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正です。

3段目、広報ひろかわ印刷製本費は、早期の契約手続を行うことで広報の調整業務を早い段階から行えるようにするため、3,227千円の債務負担行為を、次のふるさと納税支援業務につきましては、新たにふるさと納税に係る支援事業所を選定し、複数年の契約をしたいため、また、限度額については寄附金額に応じて変動するため、手数料としております。

次の第1分団防災拠点施設造成工事費につきましては、土地購入後、速やかに造成工事を施工する必要があるため、4,372千円の債務負担行為をそれぞれ追加するものとなります。

次に、歳出補正予算について説明をいたします。

予算書13ページ下段をお願いいたします。

2款1項1目、一般管理費、防犯対策費につきましては、街灯及び防犯カメラの修繕に係る費用の増額、次ページ下段からの2款1項6目、企画費、企画諸費につきましては、上京旅費と企業版ふるさと納税寄附事業者に対するコンテナ壁面への企業名入れに係る手数料の増額をお願いするものでございます。

予算書23ページ中段をお願いいたします。

8款1項3目、消防施設費につきましては、防火水槽蓋部分の破損修繕に係る修繕費の増額補正及び第1分団防災拠点施設用地購入に係る残金を減額補正しております。

8款1項5目、災害対策費につきましては、バリケードやIP無線充電器などの購入に係る執行残の減額補正、8款1項6目、防災費、防災事業費につきましては、12月に開催します防火・防災フェア時の防災備蓄品、防災啓発グッズに係る費用700千円の増額と避難用テント購入に係る入札執行残を減額するものとなります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

税務会計課長。

○税務会計課長（中島久見）

税務会計課の補正予算について説明いたします。

予算書5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正です。

追加の6段目、公金収納セルフレジ購入及び保守業務について、指定金融機関における公金収納手数料の削減及び公金収納業務の効率化を図るため、公金収納セルフレジを購入するものです。

次に7段目、収納消込システム改修業務委託につきましては、公金収納セルフレジの導入に伴うシステム改修となります。

これらの2つの追加につきましては、どちらも令和5年度中の発注、申込みが必要なため、債務負担行為の追加をお願いするものです。

次に、歳入の補正です。

9ページ上段をお願いいたします。

1款1項1目の個人町民税の所得割について、歳入見込みにより80,792千円増額するものです。主に給与支払報告書など、所得に関するデータ及び申告によるもので、各自治体との扶養控除の突合や税務署の課税資料に基づいた賦課実績により補正するものです。

次に、1款2項1目の固定資産税について、歳入見込みにより22,552千円増額するものです。主に土地、家屋、償却資産の賦課実績、償却資産については税務署の資料に基づき調査を行い課税処理したことにより補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

それでは、産業課補正予算について説明いたします。

予算書5ページをお願いいたします。

債務負担行為補正となります。

追加、8段目の逆瀬ゴットン館指定管理委託料ですが、任意団体さかせ会との管理運営に関する基本協定により、指定期間が今年度末で終了するため、新たに令和6年度から5年間の債務負担行為の設定を行うものです。

次に、歳入予算について説明いたします。

予算書は10ページ中段をお願いします。

16款2項4目、農林水産業費県補助金10,742千円の増額ですが、詳細については歳出のほうで説明させていただきます。

1節の農業費県補助金については、高収益型園芸事業の見込みによる減額と、新規で7月豪雨により改植が必要となった苗等の購入支援の増額です。畜産振興総合対策事業補助金は、追加採択による増額と、新規で被災飼料の購入支援補助金の増額です。農業振興対策事業補助金も農業施設、機械等の復旧支援の増額をお願いするものです。

4節の林業費県補助金は事業面積の減によるもの、5節の農村地域防災減災事業県補助金は事業の不採択による減額です。

同じく5目、商工費県補助金は、福岡県宿泊税交付金の増額によるものです。

次に、歳出予算について説明いたします。

予算書20ページ中段をお願いします。

5款1項3目、農業振興費、園芸農業等総合対策事業費につきましては、活力ある高収益型園芸産地育成事業の事業実施見込みによる47,638千円の減額と、新規で7月豪雨により被災した苗や資材の購入に対し50%以内を補助する被災園芸産地改植等支援事業補助金4,977千円の増額、農業振興対策事業は、同じく被災したハウス本体や暖房機などの施設設備の復旧の80%以内、機械復旧の50%以内を補助する農業機械・施設災害復旧支援事業補助金60,000千円の増額をお願いするものです。

次に、4目、畜産業費です。予算書は21ページ上段にかけてになります。

畜産振興総合対策事業は、ふくおかの畜産競争力強化対策事業補助金の追加決定による6,500千円の増額と、被災畜産農家経営再建支援事業補助金として、豪雨災害により廃棄となった飼料の再購入支援で、補助率50%以内、814千円の増額をお願いするものです。

5目、農地費は、瀬戸口地区水路改修が団体営事業で不採択となったことによる測量設計委託料8,000千円の減額となります。

次に、5款2項2目、林業振興費は、荒廃森林整備事業費が7月豪雨により、林道災害や山地の土砂崩れによって事業実施面積が減少したことによる9,094千円の減額です。

予算書22ページです。

6款1項2目、商工振興費は、中小企業者等光熱費高騰対策支援事業で事業実施の見込みによる26,750千円の減額です。

4目、観光費は、中止となりました広川まつり事業補助金3,500千円を減額するものです。予算書26ページ上段です。

10款1項1目、農地農林業施設災害復旧費です。町単独災害復旧工事費として、工事費32,500千円の増額をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

続きまして、子ども課関連の補正予算について御説明をいたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

まず、上段の追加欄をお願いいたします。

下から5段目になりますが、各学校で使用しております校務支援システムの更新に伴う環境整備と運用保守のための委託料、その下になりますが、その端末のリース料でございます。その下ですが、上広川、下広川両小学校の水泳の授業を民間委託するための委託料について、債務負担行為の追加をお願いするものです。

下段の変更欄をお願いいたします。

中学校学校給食委託料について、人件費や物価の高騰により限度額の変更をお願いするものになります。

続いて、歳入です。

10ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、16款2項2目、民生費県補助金のうち、5節、児童福祉費県補助金は、高圧電力を備えます保育所施設を対象に電気代等の高騰分を補助するため414千円を増額するもので、補助率は2分の1となります。

16款2項6目です。教育費県補助金は、クラス数要件が下広川小学校も対象となったことから、学習指導員等配置事業補助金を258千円増額するものになります。

続いて、歳出です。

18ページをお願いいたします。

下段になります。3款2項1目、児童福祉総務費7,181千円の増額のうち子ども家庭総合支援拠点事業は、児童相談システム保守を追加オプション機能へ切り替えたことによる委託料の減額、子育て世代包括支援センター事業は、事務用端末の更新に伴い、現在使用しております母子包括支援システムを移行するための委託料の増額、保育所等物価高騰対策支援事業は、先ほど歳入でも御説明いたしました、高圧電力を備える保育所施設を対象に電気代等の高騰分を補助するための負担金、補助及び交付金の増額、ページをめくっていただきまして、最後に、育ち盛り子どもたち応援事業につきましては、子育て世帯等を対象に、米やイチゴを支給する事業費に係る増額をそれぞれお願いするものになります。

その下、4款1項1目です。保健衛生総務費のうち母子保健事業費は、特定不妊治療が保険適用となったことから補助対象者が減少したため、負担金、補助及び交付金を1,050千円減額するものになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（萩尾勝昭）

それでは、生涯学習課の補正予算について説明をいたします。

予算書の5ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正についてです。

表の下から2段、町民交流センター清掃業務委託2,134千円、エレベーター保守点検業務委託2,000千円については令和6年度からの委託先の決定のため、債務負担行為の追加をお願いするものです。

次に、歳出予算について説明いたします。

予算書17ページを御覧ください。

3款1項1目、社会福祉総務費のうち広川町出身学生応援事業の1,051千円につきましては、学生へのお米配布事業のための増額となります。

次に、24ページ下段を御覧ください。

9款2項1目、学校管理費については、学校のトイレ洋式化工事設計監理委託料及び上広川小学校の屋内運動場照明LED化工事の事業費確定により減額し、遊具修理や配管工事など、緊急的な工事を実施したいため、修繕費及び工事請負費を増額するものでございます。

次に、25ページの上段をお願いいたします。

9款5項3目、人権・同和教育費の1,440千円の減額につきましては、教育集会所トイレ水洗化改修等工事の事業完了によるものです。

続いて、9款6項1目、保健体育総務費の937千円の減額につきましては、町民体育大会の中止によるものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

福祉課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書の9ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

15款1項1目、民生費国庫負担金20,239千円の増額につきましては、自立支援給付費国庫負担金及び障害児入所給付費等国庫負担金は、歳出額の増に伴い、補助率2分の1を計上するものです。また、過年度自立支援給付等国庫負担金及び過年度障害児入所給付費等国庫負担金は令和4年度の実績に伴う追加交付によるものです。

次に、15款2項1目、民生費国庫補助金165千円の増額につきましては、地域生活支援事業費国庫補助金については、障害者福祉管理システムの改修に伴い、補助率2分の1を計上するものです。

予算書は10ページをお願いします。

16款1項1目、民生費県負担金10,119千円の増額につきましては、先ほどの国庫負担金と同じく、補助率4分の1として計上するものです。

次に、16款2項2目、民生費県補助金、1節、社会福祉費県補助金40千円の増額につきましては、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金について、補助率2分の1を計上するものです。

予算書は11ページをお願いします。

21款4項2目、雑入、配食サービス事業個人負担金525千円の増額につきましては、利用者の増加によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書の17ページをお願いします。

3款1項1目。社会福祉総務費、障害者福祉費32,008千円の増額につきましては、障害福祉サービス等の利用者の増加に伴い扶助費が不足するため、また、令和6年度報酬改定に伴うシステム改修を行うため増額をお願いするものです。また、前年度の障害者医療費実績に伴う精算返納金を計上しています。

次に、自殺対策事業9千円の増額につきましては、令和4年度地域自殺対策強化交付金の精算返納金です。

続きまして、予算書は同じく17ページの下段をお願いします。

3款1項3目。老人福祉費、地域支援事業費891千円の増額につきましては、配食サービス事業の利用者増加によるものです。

予算書は18ページをお願いします。

高齢者生活応援商品券給付事業12,301千円の増額につきましては、国の価格高騰重点支援地方交付金10分の10を活用し、物価高騰の負担感が大きい高齢者のみの2,350世帯へ、単身世帯3千円分、複数世帯6千円分の商品券を支給することにより、負担の軽減を図るものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

建設課関連の補正予算について説明いたします。

まずは歳入のほうから説明いたします。

予算書9ページ中段をお願いします。

15款1項3目。災害復旧費国庫負担金の1,000千円の減額は、公共土木施設災害復旧工事費の減額に伴う同国庫負担金の減額です。

予算書22ページ中段をお願いします。

7款2項1目。道路橋梁総務費の737千円の増額は、電算リプレースに伴う道路台帳システムの改修となっております。

7款4項2目。公園費のうち公園管理費の旅費4千円の増額は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の増額です。公園整備事業費については、野球場のトイレ改修工事に伴う予算の組替えで、委託料から建築基準法確認検査申請手数料に53千円、工事請負費に6,600千円の組替えを行っております。

予算書26ページ下段をお願いします。

10款2項1目。公共土木施設災害復旧費、公共土木施設単独災害復旧費は、道路及び河川16か所の町単独災害復旧費の54,180千円の増額となっております。公共土木施設補助災害復旧費、委託料は災害復旧に係る測量・設計等委託料で、委託業務内容の確定により減額となっております。また、工事費より補償、補填及び賠償金に1,500千円を組み替えております。

建設課分の補正は以上となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、一般会計補正予算の住民課分について御説明いたします。

歳入から御説明します。

予算書は10ページになります。

中段の16款2項2目2節. 子ども医療費県補助金7,167千円の増額は、歳出で増額補正する扶助費の2分の1の額になります。

次に、歳出になります。

予算書16ページを御覧ください。

2款3項1目. 戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費926千円は、住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付の伸びに伴う手数料、利用料の増額、委託料は、リースパソコンが全庁的に更新されるため、戸籍電算システム、住基ネット機器関連の番号カード裏書きシステムの再設定に必要となる委託料になります。

次に、19ページを御覧ください。

3款2項5目. 児童医療対策費14,335千円の増額につきましては、子ども医療扶助費が当初見込みより9月末時点で増加しており、年度末までを考慮して計上するものです。

4款1項1目. 保健衛生総務費の償還金、利子及び割引料9,617千円の増額につきましては、令和4年度概算交付されていた新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び接種体制確保事業費国庫補助金を接種回数、各種委託料、必要経費の確定により精算返納するものです。

下段の4款1項2目. 予防費の償還金、利子及び割引料481千円につきましても、成人の風しん追加的対策の検査実績や予防接種事故対策費の支出がなかったことなどにより精算返納するものです。

20ページになります。

健康づくり推進事業費の償還金、利子及び割引料9千円につきましては、運動ジム事業等の消耗品や被保護世帯の健診数、肝炎ウイルス検査などの実績確定により精算返納するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

5ページですか、上広川小学校、下広川小学校が来年度より授業を委託されるようですが、この授業こま数、どれだけのこま数があるのか。

それから、委託される場合、車等で送迎になってくると思いますが、その事故等はどのような保険で対応されるのか。

それから、現在使用されているプールについては、その維持管理については今後どうされるのか、お聞きします。

以上です。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

こま数に関しましては、現在、年間6回程度を計画しております。仮に1時限目、2時限目がありますと、その1時限目、2限目を使って往復とプールの授業という考え方にに基づきまして、年間6回、今のところ予定をしているところです。

バスにつきましては、当然のことながらスクールバスで往復送迎をいたします。

保険等につきましては、適切な保険に加入するように、今後、業者のほうとも打合せをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（萩尾勝昭）

今後のプールの維持管理につきましては、まず、消防署のほうと水利の関係でそういった調整を行いながら、今後どう——例えば、取り壊していくのか、それとも、当面の間、水利として維持管理していくのかというのを検討したいと思っています。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

私のほうからは、今回、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用しての子ども課、福祉課、生涯学習課にわたって様々な方への支援というものが補正で上がっているかと思っております。子ども課についてはゼロ歳児から18歳児まで全てにおいて支援をするということで、生涯学習課に関しては学生に対してお米の支援をすると、また、福祉課に関しては高齢者に対して支援をするということで、本当に大変ありがたいことだというふうには思っております。

その中で、福祉課関連の65歳以上の家庭、単独、もしくは2名以上の世帯ということで、この件に関しまして、町長のほうが事前に記者会見をされておる中で、新聞に掲載されたのを見られた町民の方からお尋ねがございました。例えて言うと、80歳を超えた老夫婦の方がいらっしゃって、60歳の定年を機に、高齢ということで介護的な面倒を見るために帰ってきたと。働こうと思えばまだ働けたけれども、やはりいろいろなところで心配があるから帰ってきたと。そういったところには実際ないのかというお話を受けました。片や、生涯学習課においては、言い方は悪いのかもしれませんが、町外から町内に住所を移して学校に行っている方に対しては町から支援が出ると。こちらは介護をするために帰ってきたにもかかわらず何の支援もないという不満なことをおっしゃられました。

そういったところを踏まえていくと、やはり何らかのサポートはしていくべき。そういった形で、せっかく広川町内に帰ってこられたにもかかわらず、町は何も支援をしてくれないのかという御不満をいただきました。もしくは、あまりこういったことをしていくと逆に核家族化が進んでいくんじゃないかと。核家族化のほう支援をいただけるんじゃないかと思われるようなことをまた町が仕向けてもいけないのかなというふうに考えておりますので、今後、そういった方々に対しての支援というものはどうお考えになるのかをお尋ねします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

高齢者のみの世帯以外も含めました低所得世帯への支援につきましては、昨年度に引き続き今年度も非課税世帯臨時給付金事業を行っております。さらに、今後、追加の70千円給付も閣議決定をされているところでございます。

長引くコロナ禍で、高齢者のみの世帯は心理的、身体的に特に負担が大きく、また物価高騰による影響についても、年金のみで生計を立てられている世帯も多くあることから、今回の商品券給付につきましては迅速に消費の下支えによる生活支援を行うため、世帯の所得に限らず、高齢者のみで構成されている世帯を給付対象としています。

ただし、今、光益議員から御指摘のとおり、65歳未満の方との同居をされてあるような高齢者世帯につきましても物価高騰の影響は確かに負担が大きいものと考えられます。今回の商品券につきましては迅速な給付を行うため高齢者のみの世帯を対象としておりますが、今回の商品券とは別に、11月2日に国が閣議決定をされました重点支援地方交付金の追加分の中で何か今後検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

ぜひともそういったところはよろしくお願ひしたいということと、こういった事業を度々でやるというよりも、先ほども地域のことで条例の改正があつておりました、そういったものとひもづけてでも構いませんので、やはりそういったところで支援策というものをやっていただきたいと。

私が思う――これは持論ですけれども、子供は宝ということで、子供を守るのは親の仕事、親を守るのは子供の仕事、これは全世帯でつながりが出てくるかなというふうに思っております。そういったところで、やはりそういった意識づけをきちんとやるためにはいろんな支援策というものを同時進行で考えていくべきじゃないかなというふうに思っておりますので、こういった事業がもしある場合は、そういったところも踏まえながら、今後検討していただければ、やはり同居世帯が増えることで子供を面倒見る人間も増えてくるんじゃないかなと思います。同居に関しては各個々の家庭の事情等々もあるかと思っておりますけれども、そういうことをやることで、今度は逆に空き家も減るといふふうにも私は考えておりますので、全体的に考えて支援というものを今後は考えていただければなというふうに思っております。これはお願ひとして受け止めていただきたいというふうに思っております。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第55号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時6分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第56号

○議長（野村泰也）

日程第12. 議案第56号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第56号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、産前産後期間の国民健康保険税軽減措置に対応するためのシステム改修委託料を計上しております。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に1,716千円を追加し、予算総額を2,532,102千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いします。

歳入補正予算につきましては、6款1項. 県負担金に特別調整交付金、歳出補正予算につきましては、1款1項. 総務管理費に国民健康保険システム改修委託料をそれぞれ1,716千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第56号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第57号

○議長（野村泰也）

日程第13. 議案第57号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第57号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的支出を700千円増額、資本的収入を4,911千円増額しまして、予算総額843,306千円とするものでございます。資本的収支では129,322千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

収益的支出の総係費700千円の増加につきましては、次の3ページ、下水道事業受益者負担金の増収に伴うものになりますが、前納奨励金を増額するものでございます。

続きまして、3ページをお願いします。

資本的収入4,911千円の増額は、開発等による家屋建築が進んだことにより下水道加入が伸び、受益者負担金の増収を見込むものでございます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第57号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第58号

○議長（野村泰也）

日程第14. 議案第58号 八女中部衛生施設事務組合の共同処理する区域の変更及び八女中部衛生施設事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第58号 八女中部衛生施設事務組合の共同処理する区域の変更及び八女中部衛生施設事務組合規約の変更について御提案を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、八女中部衛生施設事務組合の共同処理する区域を変更するとともに、八女中部衛生施設事務組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由といたしましては、八女中部衛生施設事務組合の共同処理する事務の処理区域の拡大に伴い、八女中部衛生施設事務組合の共同処理する事務を変更し、八女中部衛生施設事務組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては環境課長が御説明申し上げます。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野村泰也）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

それでは、規約改正の内容について新旧対照表にて説明いたします。

八女中部衛生施設事務組合規約の一部を改正する規約でございますが、第3条を「組合は、次に掲げる関係市町にかかる事務を共同処理する。」とし、次表、現行の右欄の市町を削除し、「(1)し尿処理場の管理及び運営に関する事務」「(2)し尿処理場の設置に関する事務」「(3)学校給食の生ごみの収集及び運搬に関する事務」に改めるものでございます。

続きまして、第12条の別表を削除しまして、「組合の経費は、国及び県の補助金、地方債その他の収入をもって充て、なお不足するときは、当該年度の初日の属する年の前年の実績に基づくし尿等の処理量の割合により、関係市町が負担する。」ものに改めるものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第58号 八女中部衛生施設事務組合の共同処理する区域の変更及び八女中部衛生施設事務組合規約の変更についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第15 決定第2号

○議長（野村泰也）

日程第15. 決定第2号 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております議案書のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第16 諸般の報告

○議長（野村泰也）

日程第16. 諸般の報告を行います。議会運営委員会委員長、水落龍彦君。

○議会運営委員会委員長（水落龍彦）

令和5年10月16日、熊本県菊池郡大津町議会と、翌17日に熊本県宇土市議会に議会運営委員会視察研修を行いましたので、御報告いたします。

視察事項。

大津町議会、ICT化推進計画事業について。

人口が今年度5月で3万5,936名、それから町議会の議員数が16名です。

タブレット導入、活用の経過として、平成26年9月にタブレット導入をしましたが、個人任せで活用が進まなかった。平成28年、熊本地震で旧庁舎が使用不能となり、仮議場での会議、平成30年に新議場設備機能について取りまとめをしていったと。新議場のICT関係整備、議会のICT化計画を並行して検討し、令和3年7月、新議場使用に伴い、タブレットの操作方法、moreNOTE、ファイルの共有アプリですね、それから一般質問資料のモニターの提示、ビジネスチャットelgana、ルールづくりの各種研修を行い、令和3年9月、一般質問で資料提示、本格的映像の配信開始をされたそうです。

議会活性化に向けての対応として、本会議はリアルタイムと録画での配信、委員会は録画配信、それから、議会ICT化の基本的な考え方を4つの視点から考えておられました。

1つ目が住民との接点。議案資料なども挿入できるライブ議会中継及び録画中継。

2つ目が議会活動の見える化。タブレット端末を使った質疑、一般質問。執行部も議案説明、答弁をそれで行うと。

3つ目が議会運営の充実。ウェブ会議システムの導入ということです。

4つ目が議会事務の効率化。各種通知文書の電子化、スマホ併用をされています。議会のペーパーレス推進をされています。そして、そのほかに危機管理体制の強化のための活用ということでスマホを併用され、被災現場などの迅速な情報収集、議員への迅速な緊急連絡、町内災害状況の的確な提供ということ。

それで、ペーパーレスをやった効果として、議会事務局では、定例会、臨時会、議案資料などの配付物が令和2年に比べ4センチ削減されたということです。

皆さんと話し合う中で、議会のICT化を進めるに当たり、誰がやっているんですかという質問をしたら、議員が3名ずつ携わってやられたということです。それから、年配者はICTになじめないで、どうやってやるんですかと言ったら、グループをつくって分かりやすくそれをやってきたということを言われました。ほかに苦労というのは、一般質問の資料が分かりやすいように大きい文字を使ったり、工夫をしていると。課題は何でしょうかと質問しましたが、執行部としての連携であるということです。

次に、熊本県宇土市議会、人口3万6,454人。ここでは、平成28年、熊本地震の大規模災害発生時の議会对応についての研修を行ってまいりました。

平成28年4月14日に震度5強の前震が発生したけれども、すぐには崩壊につながる被害ではなかったということです。2日後の4月16日に震度6強の本震が発生。市役所本庁舎の4階、5階部分が大きく崩壊、本庁舎に隣接する議会棟は立入禁止になったということです。

大きな地震の後、さらに大きな地震が発生、おびただしい数の強い余震が継続し、住民の方々は家に帰れない、建物の中に入れない、車中泊や避難の長期化が続いたということでした。発生後の宇土市の市役所の仮庁舎は市民体育館に移転されて、課ごとのスペースなし、電話回線6本、パソコン併用6台のみ、市民課、税務課、罹災証明書の担当を除き大半の通常業務を停止、職員の大半が現場と避難所対応の状態でした。議員は議会が始まるまで自分の地域の物資支援協力、情報収集に努めていたということです。

本震から11日後、議会棟が使用不可のため、全員協議会を市民会館の会議室で行ったということです。内容は、執行部から被災状況、避難所状況、避難指示状況、被災者支援状況の説明があり、議会としての地震に対する今後の取組について協議をされました。

議会運営委員会の中で、1つ目、会期の短縮を考えられました。会期を5日ほど短縮して、特別委員会は省略。それから2つ目、一般質問を短縮して、市長が復興に向けた決意表明を行う。議会を代表して1名が一般質問を行う。これは広川もこの方式をこの前取らせていただきました。それから、提言書の作成ということで、今後の課題などを取りまとめて、提言書として執行部に提出。また、議会選出議員に対する陳情。それから、全員協議会では情報共有や議会の取組についての協議、毎週月曜日に開催されたということです。それから、復興対策に関する特別委員会の設置をされております。

地震当時の心構えとして、執行部と住民との橋渡しとしての役割を議員は考えなくちゃいけないんじゃないか。執行部と議員は全員協議会を通じた被害状況や業務窓口などの報告、議員と住民は執行部からの報告内容の通知案内、執行部の負担を減らすことが市民サービスにつながると。執行部は必ずやらねばならない通常業務に加えて被害対応業務が発生するということです。議員の関わり方をそういうふうと考えてあります。

質問の中で、被害を受けて課題になったところはどんなふうになっているかと、ここはやっ

ぱりタブレットを活用しているということです。それから、本震から議会が始まる間は皆さん、議員はどんなことをやっていたんですかと聞いたら、地元地区で避難所へ、テントに行きながらいろんな要望を聞いていたということです。それから、いろんなものが発信できない、広報紙とかですね、そういうものは新聞の折り込みや防災無線の活用をしていたということです。

私はこの2つの議会を研修させていただいて、大津町も、それから宇土市もペーパーレスが物すごく進んでおります。ペーパーレスの取組はこれからうちも考えていかなくちやいけないのかなということを考えさせられました。

以上です。報告を終わります。

○議長（野村泰也）

これで諸般の報告を終わります。

日程第17 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（野村泰也）

日程第17. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第4回広川町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時35分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野 村 泰 成

1 番 議 員 山 下 茂

7 番 議 員 丸 山 修 二